

使用済自動車の再資源化等に関する法律 （「自動車リサイクル法」）の概要

1. 法律制定の背景と目的

- 年間約400万台排出される使用済自動車は、有用金属や中古部品を含み資源として価値が高いものであるため、従来は解体業者や破砕業者において売買を通じて流通し、リサイクル・処理が行われてきた。
- 他方、産業廃棄物最終処分場の逼迫により使用済自動車から生じるシュレッダーダストを低減する必要性が高まっている。また、最終処分費の高騰、鉄スクラップ価格の低迷により、使用済自動車の逆有償化（使用済自動車の所有者が処理費を払って引渡す状況）がこの数年で顕著になり、不法投棄・不適正処理の懸念も生じている。
- このため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務づけることにより使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」が制定された。

2. 法律の概要

(1) 基本的な考え方

①自動車リサイクルの機能不全要因等の払拭

- ◆3品目（シュレッダーダスト、カーエアコンのフロン類、エアバッグ類）について法律により対応

②埋め立て処分量の極小化

- ◆シュレッダーダストの引き取り及びリサイクルを自動車メーカー等に義務付けることにより対応

③不法投棄の防止

- ◆関係事業者への登録・許可制度の導入及び使用済自動車の引き取り・引渡し義務化
- ◆自動車所有者に対するリサイクル料金の預託（前払い）制度の導入及び自動車重量税の還付制度の新設により対応

(2) 対象となる車

下記を除く全ての自動車の対象となります。

- ◆被けん引車、二輪車（原動機付自転車、側車付きのものを含む）、大型特殊自動車、小型特殊自動車、その他（農業機械、林業機械、公道を走らないレース用自動車、自衛隊の装甲車、自動車製造業車等の試験・研究用途車等）
- ◆架装物（保冷貨物自動車の冷蔵用装置、コンクリートミキサー、土砂等の運搬用自動車の荷台などの積載装置、トラッククレーンなどの特殊な装置）

(3) 使用済自動車の取扱い

使用済自動車、解体自動車（いわゆる廃車ガラ）、シュレッダーダスト、エアバッグは金銭的価値の有無に関わらずすべて廃棄物として扱われます。

(4) 関係者の役割分担(関係者に義務付け)

① 自動車所有者

- ◆使用済となった自動車を、県知事の登録を受けた引取業者に引き渡す。
- ◆シュレッダーダスト、フロン類、エアバッグ類のリサイクル料金、情報及び資金管理料金を新車購入時（既販車は最初の車検又は廃車の早い方まで）に預託する。

② 引取業者（新車・中古車販売業者、整備業者、直接引き取りを行う解体業者等）

- ◆県知事の登録を受ける。
- ◆自動車所有者から使用済自動車を引き取り、フロン類が充填されている場合はフロン類回収業者に、その他の場合は解体業者に引き渡す。

③ フロン類回収業者（引取業者や解体業者の兼業等）

- ◆県知事の登録を受ける。
- ◆フロン類を適正に回収し、自動車製造業者等に引き渡す。（なお、この場合、自動車製造業者等にフロン類の回収費用の請求が可能）。
- ◆フロン類を回収した後、使用済自動車を解体業者に引き渡す。

④ 解体業者

- ◆県知事の許可を受ける。
- ◆有用な部品等を分離して可能な限り再資源化を行い、エアバッグ類を自動車製造業者等に引き渡す。（なお、この場合、自動車製造業者等にエアバッグ類の回収費用の請求が可能）。

◆解体が終了した廃車ガラを破砕業者に引き渡す。

⑤ 破砕業者（プレス等の破砕前処理、シュレッダーによる破砕処理を行う業者）

◆知事の許可を受ける。

◆破砕前処理（プレス、せん断）業者は、処理後の廃車ガラを他の破砕処理業者又は解体自動車全部利用者へ引き渡し、破砕処理業者は、有用な金属を分離して再資源化を行い、シュレッダーダストを自動車製造業者等に引き渡す必要がある。

⑥ 自動車製造業者等（自動車製造業者、輸入業者）

◆経済産業大臣及び環境大臣の認定を受ける。

◆「拡大生産者責任」の考え方にに基づき、自らが製造又は輸入した自動車在使用済となった場合、その自動車から発生するフロン類、エアバッグ類及びシュレッダーダストを引き取り、リサイクル（フロン類については破壊）等を行う。

➡ 義務履行が難しい小規模な自動車製造業者等については、その者から委託を受けて再資源化を行う第三者機関（（財）自動車リサイクル促進センター）が設けられている。

(5) リサイクル料金等

① リサイクル料金等（3品目のリサイクル料金+資金管理・情報管理料金）

◆3品目のリサイクル料金については、自動車製造業者等があらかじめ（平成16年夏頃）定め、公表する。（なお、不適切な料金設定に対しては、国が是正を勧告・命令できる。）

◆資金管理・情報管理料金については、（財）自動車リサイクル促進センターが経済産業大臣・環境大臣の許可を受けて決定する。

② リサイクル料金等の預託方法

◆自動車の所有者は、新車の購入時（制度施行時に使用中の自動車は、最初の車検又は廃車のどちらかは早い時期まで）にリサイクル料金等を支払う。

③ リサイクル料金等の管理方法

◆自動車製造業者等の倒産・解散による滅失等を防ぐため、リサイクル料金は、資金管理法人（（財）自動車リサイクル促進センター）が管理する。（なお、資金管理法人は、高い透明性・公開性を確保する。）

④ リサイクル料金等の支払い

◆自動車製造業者等は、解体業者等のリサイクル関連業者からエアバッグ類等を引き取った場合、それらのリサイクル料金を資金管理法人に請求できる。

◆リサイクル料金等が預託されている使用済自動車の中古車として輸出した場合には、当該自動車の最終所有者（輸出業者等）はリサイクル料金等（資金管理料金を除く）を資金管理人に請求（2年以内）できる。

⑤ リサイクル料金等の剰余金の扱い

リサイクル料金等のうち、輸出中古車につき返還請求がない場合や廃車ガラ輸出によりシュレッダーダストの処理が不要となった場合等においては、剰余金の発生が見込まれる。

◆剰余金については、一定条件を満たす離島における共同搬出のための資金や一定条件を満たす不法投棄・野積自動車の対応のための資金等として使用される。

(6) 情報管理システム

◆使用済自動車等が各段階の事業者において確実に引渡し・引取りされたことを確認できる情報管理システムが導入される。

◆情報管理システムの情報を資金管理人から自動車製造業者等への料金の払渡しの根拠としても活用する。

◆膨大な情報処理が必要なため、原則として電子マニフェスト（パソコンを利用した報告制度）で処理を行う。

◆一定期間内に報告が行われなかった場合、関係機関に通知し、確認を求める措置がとられます。

(7) 廃棄物処理法との調整

① 二つの法律の関係の明確化

使用済自動車の処理については、自動車リサイクル法に別段の定めがある場合を除き、廃棄物処理法が適用される。なお、使用済自動車、廃車ガラ、シュレッダーダスト、エアバッグ類は、金銭的価値の有無に関わらず全て廃棄物処理法上の廃棄物として扱われる。

② 廃棄物処理法の業の許可の特例（ただし、処理基準、名義貸し禁止、改善命令の規定は適用される）

◆登録を受けた引取業者及びフロン類回収業者は、それぞれの業務に必要な行為（使用済自動車の収集・運搬）について、廃棄物処理法に基づく業の許可は不要となる。

◆許可を受けた解体業者及び破砕業者は、それぞれの業務に必要な行為（使用済自動車等の収集・運搬、処分）について、廃棄物処理法に基づく業の許可は不要となる。

◆認定を受けた製造業者等は、エアバッグ及びシュレッダーダストの収集・運搬、処分について、廃棄物処理法に基づく業の許可は不要となる。

③ 産業廃棄物管理票の特例

(6)の新しい情報管理システムの導入に伴い、使用済自動車等については廃棄物処理法の産業廃棄物管理票についての規定は適用されない。

④ 委託の基準の特例

自動車リサイクル法の規定に従って使用済自動車の引渡し、引取りが行われる場合について、廃棄物処理法の委託の基準は適用されない。

(8) 法の施行時期

- ① 解体業者・破砕業者の許可制度：平成16年7月1日
- ② 引取業者・フロン類回収業者の登録制度、関係者への引渡・引取義務、リサイクル義務等：平成17年1月1日

(9) その他

- ① カーエアコンからのフロン類の回収については、フロン類回収破壊法の枠組みを基本的に引き継ぎつつ、自動車リサイクル法の中で一体的に扱われる。
- ② 現在廃棄物処理法に基づく業の許可を受けて使用済自動車の解体、破砕を行っている者及びフロン類回収破壊法に基づく登録を受けてカーエアコンの引取り、フロン類の回収を行っている者については、自動車リサイクル法に基づく許可制度又は登録制度に容易に移行できるよう配慮するなど、所要の経過措置が設けられている。
- ③ 無登録、無許可で業を行った者や知事の措置命令に従わなかった者などには罰則が適用される。

■ 自動車リサイクル法に違反した場合の罰則の概要

章・節	条	項	概要等		罰則		罰則条項
			対象者	概要	懲役	罰金	
第2章第1節	16	5	解体業者	解体自動車全部利用者への引渡証の保存(5年)義務違反	-	50万円	139条1号
	18	8	破砕業者	解体自動車全部利用者への引渡証の保存(5年)義務違反			
関連事業者による再資源化の実施	20	3	関連4事業者	引取・引渡・再資源化義務に係る命令違反 フロン類回収業者の回収・運搬基準遵守義務に係る命令違反			139条2号

第2章第2節 自動車製造業者等による再資源化等の実施	24	3	自動車製造業者等	引取基準・フロン類/指定回収料金に係る命令違反 フロン類/指定回収料金の公表支払い義務に係る命令違反				
	26	4	自動車製造業者等(委託先含)	フロン類の運搬基準遵守義務に係る命令違反				
	27	1	自動車製造業者等	帳簿不備、不記載、虚偽の記載記録、保存(5年)の義務違反		30万円	140条1号	
	35	2		再資源化料金に係る命令違反(適正な原価を著しく超過)		50万円	139条2号	
	38	2		引取・再資源化に係る命令違反				
第3章第1節 引取業者の登録	42	1	引取業者	無登録業者	1年	50万円	138条1号	
		2		不正手段による登録			138条2号	
	46	1		不正手段による更新登録				
	48	1		変更の不届出、虚偽の届出	-	30万円	140条2号	
	51	1		廃業等の不届出、虚偽の届出				
		1		事業の停止命令違反				138条3号
第3章第2節 フロン類回収業者の登録	53	1	フロン類回収業者	無登録業者	1年	50万円	138条1号	
		2		不正手段による登録			138条2号	
	57	1		不正手段による更新登録				
	58	1		変更の不届出、虚偽の届出	-	30万円	140条2号	
	59			事業の停止命令違反	1年	50万円	138条3号	
第3章第3節 解体業者の許可	60	1	解体業者	無許可業者	1年	50万円	138条4号	
		2		不正手段による許可			138条5号	
	63	1		不正手段による更新許可				
	64			変更の不届出、虚偽の届出	-	30万円	140条2号	
				廃業等の不届出、虚偽の届出				
66		事業の停止命令違反	1年	50万円	138条3号			
第3章第4節 破碎業の許可	67	1	破碎業者	無許可業者	1年	50万円	138条4号	
		2		不正手段による許可			138条5号	
	70	1		不正手段による更新許可				
	71	1		事業範囲変更に係る許可違反			138条6号	
		1		変更の不届出、虚偽の届出	-	30万円	140条2号	
	72	(準用)		事業の停止命令違反	1年	50万円	138条3号	
廃業等の不届出、虚偽の届出			-	30万円	140条2号			

第5章 移動報告	90	3	関連4事業者	引取業者の書面交付/関連事業者の移動報告業務に係る命令違反		50万円	139条2号
	90	4	自動車製造業者等	情報管理センターへの報告義務に係る命令違反			
第6章第3節 情報管理センター	118		情報管理センター	秘密保持義務違反	1年		138条7号
第7章 雑則	122	11	引取フロン解体業者	使用済自動車一般廃棄物の収集運搬の委託基準違反	3年(併科有)	300万円	137条
	130	12	関連4事業者	都道府県の報告徴収に伴う報告義務違反	-	30万円	140条3号
	131	12		都道府県の立入検査に伴う義務違反(拒み 妨げ 忌避)			140条4号

章・節	条	項	概要等		過料	罰則条項
			対象者	概要		
第2章第2節	36		自動車製造業者等	自動車への製造業者等の名称表示義務違反	10万円	143条1号
第3章第1節	50		引取業者	事業所の標識掲示義務違反		143条2号
第3章第2節	59		フロン類回収業者			
第3章第3節	65		解体業者			
第3章第4節	72		破砕業者			

使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図

(通称: 自動車リサイクル法)

